

## 人身取引対策推進会議（第5回） 議事録

### 1 日時

令和元年5月24日（金）午前8時15分～午前8時25分

### 2 場所

総理大臣官邸3階南会議室

### 3 出席者

菅内閣官房長官（議長）

石井国土交通大臣、吉川農林水産大臣、山本国家公安委員会委員長、柴山文部科学大臣、片山内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、山下法務大臣、西村内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、高階厚生労働副大臣、磯崎経済産業副大臣、山田外務大臣政務官、杉田内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補、濱野内閣官房内閣審議官

### 4 議事内容

#### 【西村内閣官房副長官】

それでは、会議を開催いたします。議題の「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」（案）について、古谷内閣官房副長官補から説明をお願いします。

#### 【古谷内閣官房副長官補】

「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」（案）につきまして、資料1の概要版で御説明いたします。

この年次報告は、平成26年12月に犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき取りまとめたものでございます。5回目の作成となる今回は、平成30年中の取組を中心に取り上げております。

まず、「1 人身取引の実態把握の徹底」につきまして、昨年は、27人の被害者を保護しております。被害者の大部分は女性であり、性的被害等に多くの方が遭っております。

裏面におきましては、関係省庁の主な取組を記載しております。

「2 人身取引の防止」につきましては、一昨年11月に施行された「技能実習法」に基づき、技能実習生の保護を図っているほか、本年4月に施行された「改正入管法」に基づく「特定技能」の在留資格に係る制度についても、適正な運用を図ることとしております。

「3 人身取引被害者の認知の推進」につきましては、外国人の相談窓口や相談ダイヤルにおける対応言語の拡大を進めており、外国人が相談しやすい環境の整備を図っています。

「4 人身取引の撲滅」につきましては、人身取引事犯や人身取引が潜在するおそれのある

各種事犯の取締りを進めるとともに、外国関係機関との連携を強化しております。

「5 人身取引被害者の保護・支援」につきましては、出入国在留管理庁、婦人相談所等が、被害者が必要とする保護・支援を行っております。

最後に、「6 人身取引対策推進のための基盤整備」につきましては、東南アジア諸国の取組を支援するとともに、ホームページやSNS等を活用して国民の意識啓発を推進しております。

以上が、年次報告の概要案でございます。今後とも、被害者の立場に立ち、「行動計画2014」に基づく取組を着実に推進し、人身取引の撲滅を目指してまいります。

#### 【西村内閣官房副長官】

ただいまの説明に関連して、御発言をお願いしたいと思います。それではまず、片山内閣府特命担当大臣から御発言をお願いします。

#### 【片山内閣府特命担当大臣】

人身取引は、その被害者の多くが女性であり、国際的な連携のもとに女性に対する暴力を根絶する観点からも非常に重要な問題です。

人身取引対策に対する国民等の理解と関心を高めていくため、内閣府では、啓発用ポスターを作成し、広く意識啓発を図っています。

また、人身取引に当たり得る「アダルトビデオ出演強要問題」については、関係府省対策会議にて策定した「今後の対策」に基づき、政府一体となって、取締りや、教育・啓発の強化相談体制の充実などに取り組んでいます。

今後とも関係省庁と連携しつつ、人身取引対策にしっかり取り組んでまいります。

#### 【西村内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、山本国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

#### 【山本国家公安委員会委員長】

人身取引は、被害者の心身に著しい苦痛をもたらす重大な人権侵害であります。

平成30年に警察において取り扱った人身取引事犯をみると、女性の被害者が全体の9割以上を占め、そのほとんどが、売春の強要等の性的搾取事案でありました。その中には、児童が被害者となる事案もみられるなど、依然として憂慮すべき状況にあります。

引き続き「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関・団体との連携を強化しつつ、人身取引事犯の徹底した把握及び取締り、被害者の保護や支援等の取組を進めるよう警察を指導してまいります。

**【西村内閣官房副長官】**

ありがとうございました。続きまして、山下法務大臣から御発言をお願いします。

**【山下法務大臣】**

法務省においては、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、外国人被害者の法的地位の安定化を図るなど、人身取引被害者の保護に取り組むとともに、加害者に対する厳正な科刑の実現を通じて、人身取引の防止・撲滅に努めております。

また、技能実習制度については、技能実習法の適切な運用に努めており、引き続き、二国間取決めを通じた送出しの適正化や技能実習生に対する支援・保護などの取組の強化に努めてまいります。

さらに、本年4月から開始された特定技能の在留資格による外国人材の受入れ制度においても、受入れ機関が満たすべき基準等を設け、外国人に対する不適正な処遇の防止に努めております。

今後も、関係府省庁と緊密に連携し、人身取引対策を推進してまいります。

**【西村内閣官房副長官】**

ありがとうございました。続きまして、山田外務大臣政務官から御発言をお願いします。

**【山田外務大臣政務官】**

外務省としては、我が国の人身取引対策を国際的に説明する上で、この「年次報告書」を積極的に活用しております。今回の年次報告書も積極的に広報してまいります。

また、国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書の締約国として、人身取引対策に係る国際協力を引き続きしっかりと推進してまいります。

なお、米務省が作成する人身取引報告書に関しては、我が国の取組を正しく理解した上で適切な評価が行われるよう、関係省庁からの御協力を得ながら、米国に対して丁寧な説明を行っているところです。

**【西村内閣官房副長官】**

ありがとうございました。それでは、「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」について、本推進会議の決定としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

**【西村内閣官房副長官】**

御異議無いようですので、原案のとおり決定したいと思います。これからプレスが入りますので、しばらくお待ちください。

(プレス入室)

**【西村内閣官房副長官】**

菅官房長官から御指示をお願いいたします。

**【菅内閣官房長官】**

人身取引は、重大な人権侵害であり、深刻な国際問題でもあります。

我が国では、最新の情勢を把握し、施策の進捗状況を検証するために年次報告を作成しており、本日、5回目の取りまとめを行いました。

昨年は、我が国が人身取引議定書の締約国となった平成29年に続き、人身取引対策について着実な進展が見られました。

しかしながら、依然として悪質な人身取引の被害は後を絶たず、予断を許さない状況です。

加えて、訪日外国人旅行者の増加や新たな在留資格の創設等により、我が国を訪れる外国人の数は今後更に増加していくと見られます。

各位におかれましては、こうした訪日外国人が人身取引の被害者となることが決して無いよう、広報啓発や相談の多言語への対応等を一層進めるとともに、現場で対応に当たる職員一人一人の知識・意識の向上を図り、被害者の早期発見・保護に万全を期すようお願いいたします。

(プレス退室)

**【西村内閣官房副長官】**

それでは、これで人身取引対策推進会議第5回会合を終了いたします。なお、この後、本日の概要について、事務局からブリーフィングを行う予定です。

本日は、ありがとうございました。

以 上